

平成 2 7 年度 第 1 回  
大阪市都市計画審議会  
会 議 録

日 時 平成 2 7 年 7 月 1 0 日 (金)  
午前 9 時 3 0 分  
場 所 大阪市役所本庁舎 7 階 市会第 6 委員会室

## 平成27年度第1回大阪市都市計画審議会会議録

- 日 時 平成27年7月10日(金) 午前9時30分開会
- 場 所 大阪市役所本庁舎 7階 市会第6委員会室
- 議 題 議第207号 「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」  
議第208号 「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」
- 出席委員 24名(欠は出席者)
- |         |          |     |        |
|---------|----------|-----|--------|
| 会 長     | 角野 幸博    | 委 員 | 東 貴之   |
| 会長職務代理者 | 橋爪 紳也    |     | 徳田 勝   |
| 委 員     | 欠 井上 典子  |     | 山下 昌彦  |
|         | 大久保 規子   |     | 今井 アツシ |
|         | 欠 加賀 有津子 |     | 伊藤 良夏  |
|         | 欠 嘉名 光市  |     | 田辺 信広  |
|         | 上甫木 昭春   |     | 前田 和彦  |
|         | 島田 洋子    |     | 多賀谷 俊史 |
|         | 欠 塚口 博司  |     | 新田 孝   |
|         | 欠 長尾 謙吉  |     | 西 徳人   |
|         | 長町 志穂    |     | 明石 直樹  |
|         | 花川 典子    |     | 高山 仁   |
|         | 松島 格也    |     | 永田 典子  |
|         | 水谷 文俊    |     | 小川 陽太  |
|         | 吉田 長裕    |     |        |

---

開会 午前9時30分

○幹事（辰巳） おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより平成27年度第1回都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本審議会の幹事を務めさせていただきます大阪市都市計画局都市計画課長の辰巳でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、傍聴の皆様をお願い申し上げます。携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定して、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、一部、委員の方々のご異動がございましたので、ご出席の委員の皆様を、学識経験者、大阪市会議員の先生方の順にご紹介させていただきます。

関西学院大学総合政策学部教授で、本審議会会長の角野委員でございます。

○角野会長 角野でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○幹事（辰巳） 大阪府立大学21世紀科学研究機構教授で、本審議会会長職務代理の橋爪委員でございます。

○橋爪委員 橋爪でございます。よろしく願いいたします。

○幹事（辰巳） 大阪大学大学院法学研究科教授の大久保委員でございます。

○大久保委員 よろしく願いいたします。

○幹事（辰巳） 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授の上甫木委員でございます。

○上甫木委員 上甫木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 京都大学大学院工学研究科准教授の島田委員でございます。

○島田委員 島田でございます。よろしく願いいたします。

○幹事（辰巳） 京都造形芸術大学客員教授の長町委員でございます。

○長町委員 長町でございます。よろしく願いいたします。

○幹事（辰巳） 京都大学大学院工学研究科准教授の松島委員でございます。

○松島委員 松島でございます。よろしく願いいたします。

○幹事（辰巳） 神戸大学大学院経営学研究科教授の水谷委員でございます。

○水谷委員 水谷でございます。よろしく願いいたします。

○幹事（辰巳） 大阪市立大学大学院工学研究科准教授の吉田委員でございます。

○吉田委員 吉田です。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 続きまして、大阪市会議員の委員の方々でございます。

東委員でございます。

○東委員 東でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 徳田委員でございます。

○徳田委員 徳田です。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 山下委員でございます。

○山下委員 山下でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 今井委員でございます。

○今井委員 今井です。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 伊藤委員でございます。

○伊藤委員 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 田辺委員でございます。

○田辺委員 田辺です。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 前田委員でございます。

○前田委員 前田です。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 多賀谷委員でございます。

○多賀谷委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 新田委員でございます。

○新田委員 新田でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 西委員でございます。

○西委員 西でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 明石委員でございます。

○明石委員 明石でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 高山委員でございます。

○高山委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 永田委員でございます。

○永田委員 永田でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 小川委員でございます。

○小川委員 小川です。よろしくお願いします。

○幹事（辰巳） なお、学識経験者の井上委員、加賀委員、嘉名委員、塚口委員及び長尾委員につきましては、本日ご欠席との連絡をいただいております。それから、阪南大学の花川委員におかれましては、まだお越しになってごさいませんが、到着次第、ご紹介させていただきます。

続きまして、今年度第1回目の審議会でごさいますので、開催にあたりまして、田中副市長よりご挨拶申し上げます。

○副市長（田中） 副市長の田中でごさいます。

大阪市都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、平素から大阪市政の各般にわたりまして格別のご尽力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

本市では、我が国の国際競争力の強化等に資する重要な拠点形成をめざしてありますとともに、多様な都市機能に加え、職住近接した都心部の形成に取り組んでいるところでございまして、本審議会におきましても、うめきた2期区域をはじめ、中之島、御堂筋周辺等の都市計画について、今後ご審議いただく予定でございまして。

また、広域的な交通ネットワークの強化として、大阪都市再生環状道路の一部を構成します淀川左岸線延伸部の都市計画決定に向けた手続きを進めるほか、関西国際空港へのアクセス強化をめざした鉄道整備等について検討を行っております。

大阪・関西の成長を牽引するこうしたプロジェクトが進み、まちのありようが変わりつつある今、まちづくりの基本となる都市計画の役割はますます重要になってくると考えております。

皆様方には、これまでも都市計画行政の推進のためにさまざまな観点からご審議をいただきましたことに対しまして、改めてお礼申し上げますとともに、今後とも大阪にふさわしいまちづくりに向けまして、専門的かつ忌憚のないご審議を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○幹事（辰巳） ありがとうございます。

委員の皆様には大変恐縮ではございますが、田中副市長は、別途公務のため、この場を退席させていただきます。どうかご了承いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、本審議会の要綱第7条によりまして、審議会の会務を担当いたします幹

事を3名置いておりますので、順にご紹介させていただきます。

都市計画局長の川田幹事でございます。

○幹事（川田） 川田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○幹事（辰巳） 同じく都市計画局計画部長の角田幹事でございます。

○幹事（角田） 角田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○幹事（辰巳） それと、私、都市計画課長の辰巳でございます。

この3人が幹事を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

上から順に、「会議次第」、「委員名簿」、説明資料といたしまして、条例、規程などをおさめました「大阪市都市計画審議会関係資料」、次に、「都市計画審議会及び都市計画決定権限について」。

次に、本日ご審議いただきます予定の議案書がございます。別冊子になっているものがございますして、議第207号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」、議第208号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」がございます。

以上でございます。お手元でございますでしょうか。ご確認をよろしくお願ひいたします。

それでは、本日は委員に新たになられました皆様もおられますので、審議に先立ちまして、都市計画審議会などにつきまして私のほうからご説明させていただきます。

まず、右肩に「説明資料」とございます「都市計画審議会及び都市計画決定権限について」の資料をもとにご説明させていただきます。

説明資料1ページをご覧いただきたいと存じます。

現行の都市計画法では、大阪市のような政令指定都市につきまして、都市計画審議会を必ず置くということとなっております。本市では平成12年4月に大阪市都市計画審議会条例を制定いたしまして、本審議会が発足いたしております。

まず、大阪市の都市計画決定の権限についてでございますが、説明資料3ページの「都市計画決定権限一覧表」をご覧いただきたいと存じます。

政令指定都市でございます大阪市では、都市計画法の第87条の2に規定されております指定都市の特例によりまして、例えば面積が10ヘクタール以上の国設置の公園でござ

いますとか、一級河川などを除きまして、都市計画決定の権限を大阪市が持っておりまして、その表で申しますと、二重線で囲んでおります指定都市決定の欄及び市町村決定の欄に丸印のごございますものが大阪市都市計画審議会の議を経て大阪市が決定してまいりる内容となっております。

次に、都市計画決定の手続きの流れについてでございます。

説明資料5ページ、6ページの「都市計画決定の手続き」をご覧くださいと存じます。

5ページのほうでは、都道府県が定めます都市計画についてでございますので、この場での説明は省略させていただきまして、次の6ページをご覧くださいと存じます。

手続きの基本的な流れといたしましては、都市計画の案を作成いたしまして、公衆縦覧や意見書の受け付けを経ました後、本審議会に付議させていただき、ご審議いただき、ご了承をいただくということになっております。

その後、大阪市が定めることのできる都市計画の中で、指定都市が定めることとなります都市計画のうち(2-1)、一番上にあるものですがけれども、都市再生特別地区や都市高速鉄道などの都市計画につきましては国土交通大臣の同意を得た上で、また、次の(2-2)都道府県道などの都市計画、それから(3)の用途地域などの市町村が定める都市計画につきましては、大阪府知事との協議を行い、都市計画として決定あるいは変更することとなっております。

ただいま説明させていただきました都市計画法に基づくもののほかに、建築基準法など他の法令によりまして、それぞれ都市計画審議会の議を経ることと定められているものがございます。

本日、この後、ご審議をお願いいたしております議第207号及び議第208号の「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」は、建築基準法によりまして都市計画審議会の議を経ることとされているものでございます。これにつきましては、後ほど案件としてご審議をお願いする際に説明してまいりたいと思っております。

大阪市における最近の都市計画を取り巻く状況といたしましては、平成23年4月に都市計画の変更を行いました大阪都市計画都市高速鉄道事業のJR東海道線支線でございますけれども、こちらにつきましては、本年1月に事業の認可がなされたところでございます。

また、本年2月には、淀川左岸線延伸部に係る大阪都市計画道路の変更に向けまして、

都市計画の素案について説明会を行いました。これらにつきましては、今後、環境影響評価準備書の縦覧や都市計画案の縦覧等の手続きを経た後、本審議会においてご審議いただきたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより審議をお願いいたしますが、本日の審議会につきましては、議第207号及び議第208号につきまして、委員の皆様方の29名中23名の委員の方々のご出席されておりますので、本審議会の条例第6条第2項の規定に基づきまして本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、以降の進行につきましては、会長、よろしくお願いいたします。

**○角野会長** それでは、議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第8条の規定により島田委員と東委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、会議が円滑に進行しますよう、委員の皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

先ほど幹事から報告がございましたように、本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のありました議第207号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」、議第208号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」でございます。

それでは、議第207号から審議をまいります。

本議案につきまして、幹事から説明を願います。

**○幹事（角田）** 幹事の角田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議第207号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」、ご説明申し上げます。

お手元の表紙に「議第207号」と記載いたしております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

本案件は、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置につきまして、建築基準法第51条ただし書きの規定により、特定行政庁である大阪市長が許可するにあたりまして、大阪市都市計画審議会の議を経る必要がありますことから、審議をお願いするものでございます。

議案書5ページの位置図及び7ページの説明図をご覧ください。



本案件は、民間事業者が此花区梅町二丁目に位置いたします約6,600平方メートルの敷地内に汚泥の脱水施設、廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎施設を設けようとするものでございます。

今回設置する汚泥の脱水施設は、無機性汚泥を処理し、1日あたりの処理能力は698.1立方メートルとなります。また、破碎施設につきましては、廃プラスチック類、木くず及びがれき類を処理し、1日あたりの処理能力は、廃プラスチック類の場合は1日あたり45.6トン、木くずの場合は1日あたり88.8トン、がれき類の場合は614.4トンと計画されております。

脱水施設及び破碎施設とも、表の右に記載いたしております、基準となる施設の規模を超えますことから、建築基準法第51条ただし書きの許可を要するものでございます。

当該脱水施設につきましては、建設現場から排出されました無機性汚泥を搬入し、砂やれきを分離した後、脱水し、脱水汚泥を作製するものでございます。その後、脱水汚泥は他の工場へ搬出され、改良土として再資源化されます。

破碎施設につきましては、建設現場から排出されました混合廃棄物を搬入し、破碎し、廃プラスチック類、木くず、がれき類等に選別いたします。その後、搬出され、それぞれ再資源化されます。

当該敷地の用途地域は工業専用地域であり、臨港地区内の特殊物資港区に指定されております。敷地周辺の土地利用は、主に工場や倉庫の用途に供されております。

周辺環境への影響につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の手続きの中で、事業者により生活環境影響調査が行われております。事業者は、施設の稼働における粉じんに対する対策といたしまして、破碎施設は建屋内に設置し、粉じんが発生する箇所に集じん機を設置いたします。

騒音及び振動に対する対策といたしましては、破碎施設は防音効果のある建屋内に設置し、コンクリート造りの基礎に固定いたします。

悪臭に対する対策といたしましては、臭気を伴う廃棄物は取り扱わず、また、主要な施設は建屋内に設置し、一部屋外に設置する施設につきましても、密閉構造といたしません。

運搬車両の交通に対する対策といたしましては、廃棄物運搬車両の走行について、交通規則の遵守、アイドリングストップなど、適正な運行を実施いたします。

このような対策を講じることにより、施設の稼働に伴う影響及び運搬車両の走行に伴



の土地利用として誘導してきておるところでございます。

当該の地区でございますが、現在の土地利用におきましても、石油等の特殊物資の保管施設でございますとか、物流施設が多数集積する地区でございます、大阪の産業を支える工業機能の保全ということも非常に重要であると考えております。

いずれにいたしましても、今後とも引き続き、土地利用の状況や経済・社会の動向も見定めながら、地域の発展につながるような土地利用誘導を考えてまいりたいと考えております。

○角野会長 松島委員、よろしいでしょうか。

○松島委員 はい。

○角野会長 ほかにご意見、ご質問は……、はい、どうぞ、明石委員。

○明石委員 確認をちょっとさせていただきたいんですが、梅町二丁目、この地域に居住されている方々はどの程度おられるのか、そして、もう1つは、地域住民に話をされたという話なんです、その中で、この工場建設にあたってどんな声が出されたのか、その点、オーケーという了解する旨と、また、反対意見があれば、どのような意見があったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○角野会長 それでは、幹事、説明をお願いいたします。

○幹事（辰巳） まず、第1点目のご質問でございます、梅町二丁目には住居がございません。

○説明者（有門） 環境局で産業廃棄物規制を担当してございます有門と申します。

私どもの条例に基づきまして、事業者が地元の方に対しましてご説明を、昨年12月から1月にされてございます。

環境保全上のご意見といたしましては、有機性汚泥、これは臭気が伴うという関係もございまして、有機汚泥の搬出処理の取り扱いがあるのかどうかということと、それから夜間の搬出の車両の関係の台数等のご意見、それから全般的な環境保全対策といたしまして、臭気、においでですね、騒音対策についてということでご意見がございまして、事業者のほうから、それぞれのご質問の方に、臭気を伴う、いわゆる有機性汚泥につきましても、その取扱いは一切ないということと、それから、夜間、22時から翌朝5時までの想定のお搬入台数は23台ということで、入るのみで、搬出はないということでご説明をされてございます。

また、稼働施設に伴います、におい・騒音等の環境影響調査を事前にされております

ので、その部分につきまして、予想された環境影響は基準値を満たしておるということでご説明をさせていただきます。

また、仮に突発事故等で基準を超えた場合には、施設を停止し、対策を直ちに講じるということでご説明をされて、了解を得てございます。

以上でございます。

○角野会長 以上でよろしいでしょうか。

○明石委員 はい。

○角野会長 ほかにご意見、ご質問はございますか。

(発言する者なし)

○角野会長 ありませんようでしたら、この議第207号議案につきまして、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○角野会長 ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

続きまして、議第208号につきまして、その内容について幹事から説明をお願いします。

(花川委員が着席)

○幹事(角田) 議第208号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」、ご説明申し上げます。

前のスクリーンとあわせまして、お手元の表紙に「議第208号」と記載いたしております議案書の5ページの位置図及び7ページの説明図をご覧ください。

本案件は、現在、本件民間事業者により住之江区平林北二丁目に位置する約3,300平方メートルの敷地内において、既に設置しております木くずの破碎施設におきまして、1日あたり8時間稼働している破碎施設を24時間稼働に変更することに伴いまして、1日あたりの処理能力が120トンから360トンに増強される計画となっております。

この計画は、初めて建築基準法第51条の規定の適用を受けるに至った際の処理能力でございます、先ほど申し上げました120トンから3倍に増強するものでございまして、これは建築基準法施行令第130条の2の3に定めます、建築基準法第51条の許可を要さない産業廃棄物処理施設の用途の変更の規模でございます1.5倍以下を超えるものでございます。

このような用途変更を行う場合は、建築基準法第87条第2項の規定により、建築基準

法第51条の規定を準用することになっていることから、本審議会におきまして付議させていただくものでございます。

現在、同敷地内において搬入された木くずは破碎され、製紙用原料チップ、燃料チップなどに選別され、製紙工場等の原料または燃料として搬出されます。

当該敷地の用途地域は工業専用地域であり、臨港地区内の工業港区に指定されております。

敷地周辺の土地利用は、主に工場や倉庫の用途に供されております。

周辺環境の影響につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の手続きの中で、事業者により生活環境影響調査が行われております。

事業者は、施設の稼働における粉じんに対する対策といたしましては、既に破碎施設、廃棄物及び製品保管施設を建屋内に設置しており、粉じんが発生する場所に集じん機を設置しております。また、破碎施設には散水設備を設置しております。

騒音・振動に対する対策といたしましては、破碎施設は半地下の防音室内に設置しており、地中杭を施した鉄筋コンクリート造りの基礎に固定いたしております。

運搬車両の交通に対する対策といたしましては、廃棄物運搬車両の走行について、交通規則の遵守、アイドリングストップなど適正な運行を実施しております。

このような対策を講じることによりまして、施設の稼働に伴う影響及び運搬車両の走行に伴う影響の全ての項目において基準を満足しております。

この結果をもちまして、平成26年5月に本事業者が周辺の方々に対しまして事業の説明を行っており、この計画の内容につきまして理解が得られております。

また、事業者により、平成27年6月2日に、産業廃棄物処理施設の設置の変更許可に係る申請書が提出されております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**角野会長** では、ただいま幹事より説明がありました議第208号の議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

はい、お願いいたします。

○**大久保委員** 本件の場合には、24時間稼働に変更するというところで、車両の搬入関係なんですけれども、先ほどと似たような話になるかと思いますが、夜間の搬入というのがどれくらいあるのかということと、それから、生活環境影響として利害関係人意見書のほうが出されたかどうかということをお伺いしたいと思います。

○角野会長 ただいまの質問に対して、説明の方、お願いします。

○説明者（有門） 今回の事業につきまして、夜間の車両の搬出入はございません。

それと、地元の方への説明の際に、環境保全上のご意見の提出はございませんでした。

以上でございます。

○角野会長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

はい、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 産業廃棄物のこういった規模が拡大するということについて、そもそもどのあたりから運ばれてくるようなことを想定されているのか。特に大阪市外からもどんどん運び込んでこられているようになっていますが、そのあたりのニーズというか、そういうものを理解したいので、ぜひそのあたり少し、おわかりでしたら教えていただきたいなと思います。

○角野会長 幹事、お願いします。

○幹事（辰巳） 基本的には、大阪市域だけではございませんで、周辺地域からも入っております。兵庫県南東部、和歌山県北東部あるいは大阪府南部、京都府南部、奈良県北部、あと、もちろん大阪市もですけれども、各方面から入っております。主な搬入のルートといたしましては、そこに3色で書いておりますけれども、海沿いのものが湾岸線、大阪府南東部のが緑の線、それから大阪市あるいはそれより先の東、北方面につきましてはピンクのルートで進みまして、ピンクのルートの先には、当該地より東のほうに阪神高速の堺線というのがございますので、そのような高速も利用しながらアクセスが想定されております。

以上でございます。

○角野会長 吉田委員。

○吉田委員 それで、例えば違う都道府県から搬入するとかいうときに、何らかの手続き等もしくは施設の配置に廃棄物を動かすということに対して、何らかの規制とかがないのかどうか。施設に対して、隣接県からどンドン来るわけですね。それぞれの都道府県では、当然、施設が出ることに對して、そういう施設がないから来るのか、そのあたり、どういうふうな関係になっているのかというのを、ちょっとすみません、勉強不足なところもあるので、教えていただけたらと思います。

○角野会長 説明の方、お願いします。

○説明者（有門） いわゆる産業廃棄物につきましては、広域処理が原則になってございまして、許可の権限を超えた区域外での移動というのは、基本的に認められてございません。

例えば大阪市内の、今回の場合ですと、建設現場から出ます廃木材とか、物流の関係で出ました廃パレットなどが主な原料となるわけなんですけれども、事業者さんの位置によりまして、例えば西淀川区で発生したものを尼崎の処分業者に持っていくとか、そういった場合は大いに考えられる話でございまして、それと本市の場合、市域外からの産業廃棄物の流入にかかわりまして、特段の事前協議とか制限というのはかけてはございません。都道府県、政令指定の自治体によりましては、やはり最終処分場の残余量のひっ迫などにかかわりまして、市域外、圏外からの流入に対して事前協議なり規制をかけておられる自治体もございます。

以上でございます。

○角野会長 吉田委員、よろしゅうございますか。

○吉田委員 はい、ありがとうございました。

○角野会長 ほかにご意見、ご質問……、はい、明石委員、お願いします。

○明石委員 今の話の中で、市域外から搬入されるときに時間的な制約をここの工場としては設けているのか、また、大阪市として、そういう規制はあるのか、ないのか、それだけちょっと教えてほしいんです。

○角野会長 では、説明をお願いします。

○説明者（有門） 市域外からの搬入についてということでございますけれども、特段、法律または私どもの条例の関係で、搬入時間とか、そのあたりの規制は特にかけてはございませんけれども、やはり周辺の方々への環境の影響を十分配慮した形での事業計画を立てるようということで指導はしてございます。

以上でございます。

○明石委員 結局、何時から何時で、そういう規制をしていただくようお願いしているんですか。

○説明者（有門） いえ、特段規制ということはないんですけれども、事業計画を考えていただく上で、やはり周辺の状況によりまして、騒音、振動、そういった関係もございまして、十分な配慮がなされているように計画を立てていただくようなことを指導しておるということでございます。法的に、また条例の上で時間的な制限があるというこ

とではございません。

以上でございます。

○明石委員 その規制、お願いの世界だと思うんですけども、計画案に対して、大阪市は何時から何時の間で搬入してくださいよということは、何か指示されてるんですか。

○説明者（有門） 特にございませぬ。

○明石委員 なし。

○説明者（有門） ケース・バイ・ケースでの判断ということでございます。

○明石委員 ということは、今のところ、搬入車両についての規制はわかれへんのですよね。

○説明者（有門） わからないと申しますか、事業によりまして車両走行によります影響が考えられる場合は、やはり一定の配慮をいただくということの指導はいたしますけれども、今回の場合は特にないということでございます。

○明石委員 先ほど、搬出に関しては、そういう夜中とかの搬出はありませんという話だったんで、搬入に対して、例えば、夕方何時、夜の時間帯に搬入がないように、例えば搬出をすることがないのであれば、搬入に対しても、その辺の配慮が要るのかなと思っただけなんですけれども、それについては計画でよく大阪市から指導していただきたいというふうには思います。

○説明者（有門） 承りました。ありがとうございます。

○角野会長 ただいまのは、ご意見ということで承っておきたいと思えます。

ほかにご意見、ご質問は……、はい、お願いいたします。

○大久保委員 ついでにお伺いしたいんですが、今回、2件一度に出てきているんですけども、1つは規模の拡大で、1つは新設だと思いますが、この区域で、さらにこの種の施設、循環型社会の形成という観点からいきますと、こういう再利用の施設というものをどこかにつくって適正に搬出するということは大変重要なことだと思うんですけども、この地域に対して、今後、どのくらいのもの、もう既に予定されているものがあるのかということと、それから、これはやはり搬入の交通の負荷という点が、この区域ですと問題になることがあるかと思えます。

でするので、渋滞に対する影響とか、それから、夜間の搬入というのは、逆にすいていて静かであれば入ることがあるかもしれませんが、その辺は特に許可要件にはならないので、事業者さんとしては変えられるということだと思うんですが、そのあたり



の全体としてのこの地域に対する負荷の見込みというのがありましたら、教えていただけますか。

○角野会長 では、説明をお願いします。

○説明者（有門） 此花の梅町地区、また住之江のこの地区でございますけれども、特段、今、何か、都市計画審議会の審議をいただく案件等、ほかの処分場の計画は特に出きてございません。

以上でございます。

○角野会長 よろしいですか。

ほかは、いかがでしょうか。

○幹事（辰巳） 2点目の交通についてですけれども、それぞれ先ほど申しあげましたように、この3つのルートが主なルートということでございますが、例えばピーク時でいきますと——大体7時ぐらいですけれども、ピークでの台数が、例えばAルートから当該地へ入ってまいりますのは、丸印があるところですが、そのあたりでピーク時、インパクト分が80台です。

それ以外に、主要な交差点で交差点の需要度というのをはかっておりますけれども、これは当該のところでありまして0.4でございますし、そのほかは0.4、0.7、0.5などでございます。この基準としまして、0.9以下であれば交通上支障はないということでございますので、交通についても支障はないと判断しております。

以上でございます。

○角野会長 ありがとうございます。よろしいですか。

ほかにご意見、ご質問はいかがでしょうか。

（発言する者なし）

○角野会長 ありませんようでしたら、この議第208号議案につきまして、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○角野会長 ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

以上をもちまして本日の審議は終了いたしました。どうもありがとうございます。

本日、決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続きを行わせてます。

これで審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前10時12分

---

大阪市都市計画審議会委員 島田洋子 ⑩

大阪市都市計画審議会委員 東 貴之 ⑩